

尼崎市立地域総合センター今北
指定管理者管理運営業務個別仕様書

令和6年7月

尼 崎 市

【留意事項】

本文中の施設概要及び施設名称等については、令和6年5月1日時点の状態を記載している。

1 施設の概要

(1) 名称

尼崎市立地域総合センター今北

(2) 所在地

尼崎市西立花町3丁目14番1号

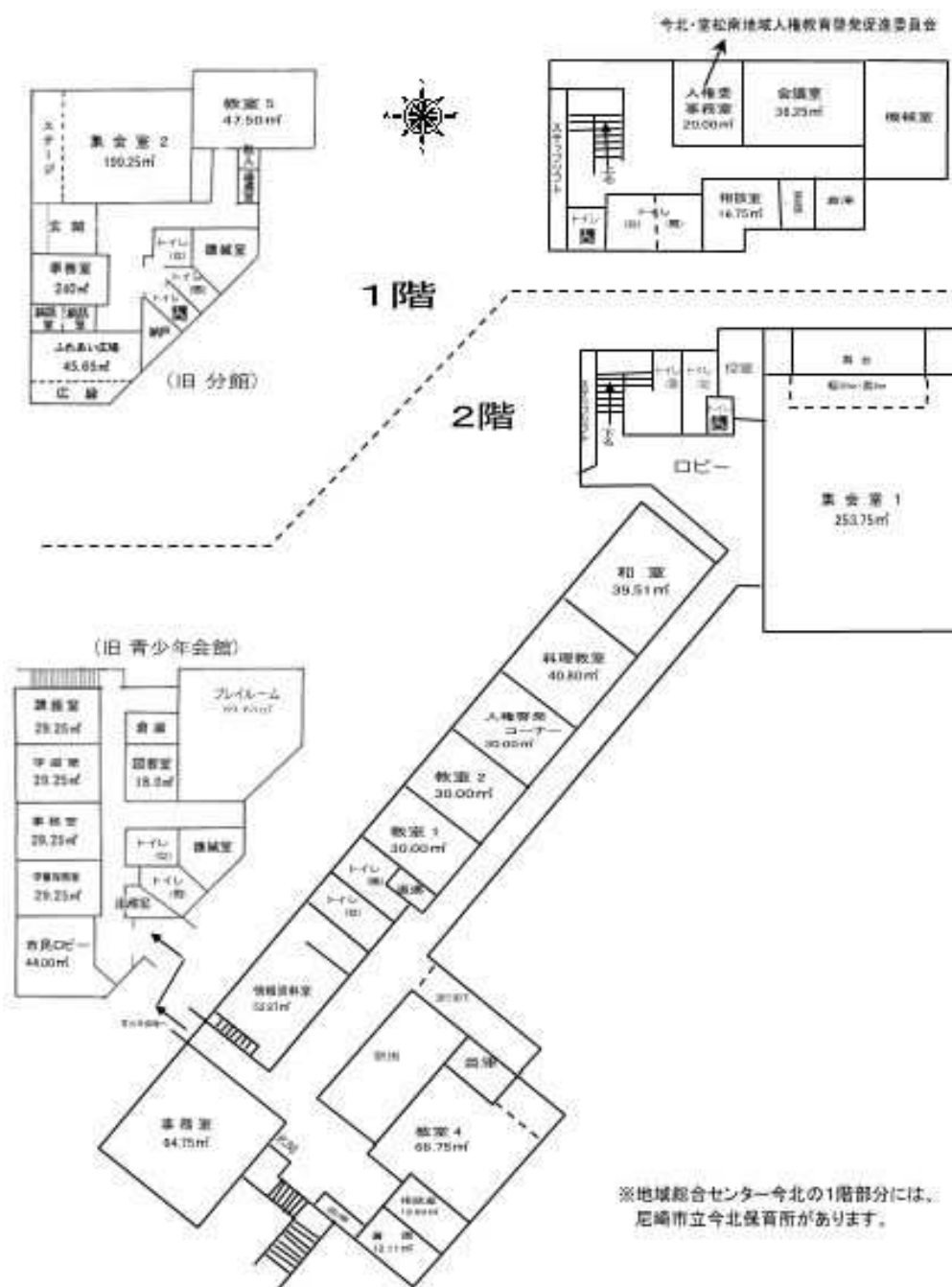
(3) 規模

敷地面積 2454.30㎡

延床面積 2166.83㎡

構造 鉄筋コンクリート2階建

建物概要 昭和46年竣工



(4) 施設の機能統合について

尼崎市立地域総合センター今北（以下「総合センター今北」という。）については、「総合センターの今後のあり方について（平成25年7月）」に基づき、総合センター今北を含む地域内の公共施設について移転を伴う再配置の方向性が示されており、施設の建て替え等により、施設現況、事業内容及び経費の上限等が変更となる可能性がある。

具体的な日程等については確定していないが、再配置計画実施の際には市と協議を行うこととする。

なお、再配置に係る施設整備の経費は指定管理料に含まない。

2 維持管理経費（光熱水費等）及び通信運搬費（電話料）の支払い義務

総合センター今北本館は尼崎市立今北保育所（以下「今北保育所」という。）と一体化した施設であり、かつ施設の一部について、「今北・堂松南地域人権教育啓発促進委員会（以下「促進委員会」という。）」が市から使用許可を得て使用していることから、電気メーター、都市ガスメーター及び上下水道メーターを共有している。また、自家用電気工作物及び消防設備の維持管理経費や、建築基準法に基づく定期点検業務も施設全体で実施している。

こういった経費については、すべて総合センター今北への請求となるため、指定管理者が一旦全額を支払ったうえで、以下に定める比率で按分し、今北保育所負担分については尼崎市こども青少年局保育児童部保育運営課へ請求し、指定管理者が受領する。他の団体分については「各四半期ごとの実費弁償金算定方式等」（以下「算定方式等」という。）により算出した金額を市へ連絡することとする。

なお1円未満の端数については指定管理者の負担とする。

【按分比率】

	総合センター今北	今北保育所	促進委員会
電気料金（本館）	50%	50%	別紙算定方式等参照
ガス料金（本館及び旧青少年会館）	按分対象外	同左	〃
上下水道料金（本館及び旧青少年会館）	〃	〃	〃
電話料金	〃	〃	〃
清掃料	〃	〃	〃
自家用電気工作物の 維持管理経費	50%	50%	按分対象外
消防設備の維持管理経費	50%	50%	〃
建築基準法に基づく 定期点検業務に係る経費	54%	46%	〃

3 保育所との共用部分の修繕に係る経費について

保育所との共用部分の修繕については、様々な状況が考えられるため、事前に負担割合を決めるのではなく、双方協議のうえ決定するものとする。

4 「指定管理者が行う業務内容等」について

共通仕様書「7 指定管理者が行う業務内容等」のうち、「(8) 総合センターの設置目的に

基づき行う業務」に記載する具体的な事業については、「隣保館設置運営要綱」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）に規定する隣保事業として、概ね以下の事業を実施するほか、施設の設置目的に資する事業を企画、実施すること。また事業実施に際しては、施設利用者をはじめ、地域住民や関係団体等の意見、要望等を聴取するとともに、地域課題及びより効果的な事業実施について調査研究すること。

(1) 住民相互の交流の促進に関する事業

① 地域住民をはじめとする市民を対象とした各種サークル活動、レクリエーション、地域イベント、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業

(特記事項) i 地域団体等との共催で実施する地域行事等の事業については、事業主体として参画すること。

ii 地域交流、世代間交流事業を実施すること。

② 関係団体等との共催事業

(2) 人権啓発に関する事業

地域住民をはじめとする市民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業

(特記事項) i 人権啓発推進委員会の運営(今北・堂松南人権啓発推進委員会)

・街頭人権啓発キャンペーン、講演会等を実施すること。

・啓発誌「じんけん」の発行では、事務局として参画し、企画・編集・発行を行うこと。

ii 人権啓発活動及び地域交流（住民交流）事業の実施

・総合センター事業等の広報及び啓発紙である「いまきた」は毎月発行すること。また、関連5校（浜田、大島、七松小と大庄北、日新中学校）の児童・生徒へのお知らせについても、人権にかかる情報を積極的に発信することによる啓発効果の観点から随時発行すること。

・堂松北人権フェスティバル・文化交流展実行委員会を開催すること。

・年度当初に、総合センター今北周辺の行政機関新任職員研修を実施すること。

・平和推進事業を実施すること。

・次世代を担う青少年育成事業を実施すること。

(3) 地域住民の人権に関する相談及び自立支援（生活の質の向上）に関する事業

地域での居場所機能を発揮すること。就学前の親子、子ども（小学生、中学生）、青年、高齢者など、それぞれの世代の居場所を日常的に確保し、事業をすすめること。

(4) 自主事業に関する事業

共通仕様書「14 自主事業」に記載する、施設の設置目的に合致する自主事業を実施すること。（任意）

(5) その他

① 具体的に実施するセンター事業は、これまで総合センター今北で実施してきた事業実績を踏まえて実施すること。（別紙「令和5年度実施事業」参照）

② 利用団体に対しては利用説明会を開催し、（利用登録団体の更新を毎年行うことを含

む) 館利用の手引きの周知と利用団体間の交流を図ること。

5 施設の管理について

令和5年度の尼崎市管理による業務委託は以下のとおりである。

今後、法令の改正等により変更される場合がある。

- (1) 清掃業務委託
- (2) 事業系ごみ収集運搬業務委託
- (3) 機械警備業務委託
- (4) 建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託
- (5) 自家用電気工作物保安管理業務委託
- (6) 車いす用斜行型昇降機（ステップリフト）設備保守点検業務委託
- (7) 消防用設備等保守点検業務委託
- (8) 冷暖房機器保守管理業務委託

以 上

令和5年度実施事業

(尼崎市立地域総合センター今北)

	開催回数	その他内容等	
(1) 市民相互の交流の促進に関する事業	地域交流文化祭	年1回(3日間) 展示・模擬店、講演会、舞台発表など(実行委員会3回、企画部会3回実施)	
	人権と平和を考える「みんな集まれ!夏のゆうべ」	年1回 舞台発表、模擬店、紙芝居(平和推進事業)	
	春一番・太鼓フェスティバル	年1回 毎年3月第4土曜日に舞台発表開催	
	世代間交流日帰りバスツアー	年1回 毎年3月に実施 参加者20人程度 幅広い世代からバランスよく参加	
	高齢者交流事業(ふれあい交流)	年3回 学習会2回、カラオケ大会1回実施	
	高齢者居場所事業	通年 グランドゴルフ、将棋など	
	学習成果発表会	年1回 講座受講生による舞台発表を実施	
	各種定例講座・短期講座		
	①音楽教室(月曜クラス)	年23回	ピアノ教室
	②音楽教室(水曜クラス)	年23回	〃
	③和太鼓教室(子ども)	年20回	金曜日(月2~3回)に実施
	④キッズカンファ教室	年20回	金曜日(月2~3回)に実施
	⑤ダンス教室	年11回	水曜日(月1回)に実施
	⑥よさこい鳴子踊り教室	年23回	水曜日(月2~3回)に実施
	⑦絵画教室(短期)	年3回	人権ポスターと自由ポスターの作成
	⑧手芸教室(短期)	年3回	樹脂粘土と紙粘土をつかってパフェづくり
	⑨工作教室(短期)	年2回	割りばしでゴム鉄砲づくり
	⑩クッキング教室(短期)	年2回	手作り餃子やたこ焼きづくり
	⑪太極拳教室	年20回	
	⑫オカリナ教室	年15回	
	⑬絵手紙教室	年15回	
	⑭和太鼓教室(高齢者)	年15回	
	世代間交流事業	年2回	夏まつり、餅つき大会
	青少年自然環境事業	通年	浜田川の清掃、地域清掃など
	太鼓伝創の会「つぶて」育成事業	通年	地域伝承事業(活動支援)
	みんなでHAPPYクリスマス会	年1回	
	夏休みラジオ体操	10回	
子どもボランティア活動	随時	センター周辺や地域の草むしり、清掃など	
地域交流人権まつり(共催)	年1回	地域交流文化祭の3日目に地域交流音楽祭として実施	
地域交流夏まつり(共催)	年1回	盆踊り(令和6年度は中止)	
(2) 人権啓発に関する事業	人権問題講演会	年2回 10月・2月開催	
	ハートフルシネマ(巡回映画会)	年2回 人権啓発協会と共催	
	人権啓発キャンペーン	年1回 12月の人権週間に実施	
	人権作文・ポスターの募集と表彰	年1回 地域交流文化祭にて展示	
	「小さな輪から始めよう」の発行	年1回 6月(原稿集め)~9月(発行)	
	関連施設新転任職員研修	年3回 5月~6月頃に実施	
	人権啓発資料コーナー	通年 パネル展示	
	尼崎市新規採用職員研修	尼崎市共催 11月実施、講義・ビデオ視聴・フィールドワーク・グループ討議	
	広報事業		
	①センターだより「いまきた」発行	月1回 830部発行 地域内各戸配布及び関係施設などに配布・配架依頼	
②啓発紙「じんけん」の編集・発行	年2回 新聞折込(大庄地域)及び関連施設に配布・配架依頼 17,600部 大庄地区内全戸配布		
③HP、SNS等での情報発信	随時		
7センター合同企画事業	年1回 6地域総合センターと女性センターの共催 講演会及びパネル展示		
(3) 地域住民の自立支援(生活の質の向上)	相談事業	通年 各種相談(生活困窮者相談含む)	
	生活改善指導	年1回 ホウ酸団子づくり	
	自主活動支援	通年 登録団体へのサポート	
	学習支援(子ども)	通年 子ども学習室の開放	
	ほっとぷらっと(子ども食堂:共催)	月1回 毎月第4土曜日実施 地元ボランティア団体との共催事業	
	高齢者見守り訪問事業	月1回 対象高齢者の見守り	
	日本語読み書き教室(共催)	週1回 毎週木曜日午前中に実施 外国人対象 NPO法人との共催	
	日本語ボランティア講師養成講座(共催)	年2回 前期後期で2回実施 NPO法人との共催	
	各種講座		
	①英会話教室(子ども)	年20回 金曜日に実施	
②書道教室(子ども)	年20回 隔週火曜日に硬筆1時間・毛筆1時間の実施		
③健康づくり教室	年10回 毎月第2土曜日に実施		
④音楽療法教室	年10回 毎月第2金曜日に実施		
⑤百歳体操(共催)	通年 毎週木曜実施 社協との共催事業		
(4) 自主事業	和太鼓出前講座	随時 今北地区に伝わる和太鼓演奏を要望に応じてワークショップ形式で行う。	

各四半期ごとの実費弁償金算定方式等

1 算定方式について

(1) 電気

1日当たりの電気使用量(※1) × 実使用日数 × 1KWH単価(※2)

※1 1日当たりの電気使用量 <蛍光灯(40W)10本、コピー機(1.3kw)1台の場合>
(0.04×10本×8時間) + (1.3×1台×1時間)

※2 1KWH単価 = 電気料金総額 ÷ 総電気使用量

(2) ガス

ガス料金 × $\frac{\text{人権教育啓発促進委員会等の人数} \times \text{実使用日数}}{\text{常駐人数(※)} \times \text{実使用日数} + \text{第2・第4土曜日のセンター勤務職員数} \times \text{第2・第4土曜日の延べ日数(=6日)} + \text{センター利用延べ人数}}$

※常駐人数 = センター+委員会

(3) 上下水道

水道料金 × $\frac{\text{人権教育啓発促進委員会等の人数} \times \text{実使用日数}}{\text{常駐人数(※)} \times \text{実使用日数} + \text{第2・第4土曜日のセンター勤務職員数} \times \text{第2・第4土曜日の延べ日数(=6日)} + \text{センター利用延べ人数}}$

※常駐人数 = センター+委員会

(4) 冷房

(冷房期の電気料金-平常期の電気料金) × $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$

(5) 暖房

(暖房期の電気料金-平常期の電気料金) × $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$

(6) 電話

基本料、ダイヤル通話料

(7) 清掃料

実支払清掃委託料 × $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$ × $\frac{\text{当該部屋の清掃実施日}}{\text{全体の清掃実施日}}$

<積算条件>

- ・実使用日数は、臨時開館日及び第2・第4土曜日を除く
- ・原則として電灯(8時間)、コピー・パソコン等(1時間)使用
- ・冷房期 7・8・9月、暖房期 1・2・3月、平常期 4・5・6月
- ・使用する室内にガス機器を設置・使用していない場合は、ガス料金については算定の対象外とする。
ただし、水堂のガス料金については、ガス空調未使用月の6月分料金×12か月とする。

2 納期 (年4回)

4月～ 6月分: 7月末日 7月～ 9月分:10月末日

10月～12月分: 1月末日 1月～ 3月分: 4月末日

ただし、納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、その直後の営業日を納期限とする。

なお、各種料金が確定しない等のため上記納期限内に納付できない場合は、その旨を市に連絡のうえ改めて納期について協議するものとする。

(納付者用)